

生後91日以上の子犬を飼い始めたら

登録と狂犬病予防注射を しましょう！

「犬の飼い主さんの義務」

1. 犬を飼い始めてから、30日以内にお近くの役場窓口で飼い犬を登録すること。

犬には法律で決められている「犬の住民票」のようなものがあります。
お近くの役場窓口で鑑札の交付を受けて、飼い犬を家族にしましょう。

2. 飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせること。

予防注射は毎年4月と5月に町内で実施される集合注射会場、または各動物病院で受けられます。

動物病院で予防注射を受けた際は、病院が発行する注射済証を持って、お近くの役場窓口で注射済票の交付を受けましょう。

3. 飼い犬の首輪に鑑札と注射済票を必ず装着すること。

鑑札と注射済票は万一、迷子になって保護された際の迷子札の役割を果たします。
飼い犬が迷子になった場合は警察と動物愛護センターに連絡しましょう。

4. 飼い犬が亡くなった際は、お近くの役場窓口で死亡の手続きをすること。

5. 転入してきた際は、飼い犬の登録住所も一緒に変更すること。

また、吉備中央町から転出した際には、新しい住所地で登録住所変更の手続きをしましょう。

犬の登録鑑札

狂犬病予防注射済票

